

権利確定日のフェイル発生時における清算参加者の対応指針

株式会社日本証券クリアリング機構

1. 本指針について

本指針は、権利確定日¹に株式等の証券決済未了（フェイル）が発生した場合において、当該証券決済未了に係る渡方現物清算参加者（以下「フェイル参加者」という。）が証券決済未了の場合及びバイインの取扱いに関する規則第5条に基づき、当該証券決済未了に係る受方清算参加者（以下「被フェイル参加者」という。）のために権利調整処理を行うにあたって対応の指針とすべき考え方について定める²。

なお、権利調整については、同規則に定めるとおり、最終的には清算参加者間における個別協議事項であるため、フェイル参加者は、被フェイル参加者の求めに応じた柔軟な対応を行うことが期待されるが、被フェイル参加者側から個別事例に応じた特別の求めが無い場合においては、フェイル参加者は可能な限り本指針に基づいて権利処理を行うことが求められる。

¹ 本指針文書においては、業務方法書第64条第3項第1号から第3号に掲げる日（休業日に当たるときは順次繰り上げる。）を「権利確定日」という。

² なお、本指針においては、証券決済未了の制限（フェイル禁止）の事由とされている事象（株式の併合や、合併、株式交換、株式移転、全部取得及び株式等の売渡請求による取得等において上場廃止となる事象）は対象としていない。

2. フェイル参加者が権利確定日のフェイルにあたり従うべき原則等

フェイル参加者は、権利確定日においてフェイルを発生させた場合には、当該フェイルの発生後速やかに以下に定める順により対処を行い、被フェイル参加者が追加の事務負担や経済的損失等といった不利益を可能な限り負うことなく本来保持している権利を取得・行使できるよう努める。

- (1) フェイル発生日において、フェイル参加者は株式等振替制度における一般振替を利用し、被フェイル参加者にフェイル対象証券の引渡しを行うことによって、被フェイル参加者又はその顧客が株式等振替制度³において直接的に権利を取得できるよう努める。
- (2) (1) の対応が不可の場合、フェイル参加者はフェイル発生日において、被フェイル参加者と調整のうえ株式等振替制度における追加振替を利用し、被フェイル参加者にフェイル対象証券の引渡しを行うことによって、被フェイル参加者又はその顧客が株式等振替制度において直接的に権利を取得できるよう努める。
- (3) (1) 及び (2) の対応のいずれも不可の場合、フェイル参加者は、フェイル発生当日以降速やかに、本指針 3. に掲げる方法に従い、被フェイル参加者との間で権利調整を行う。(権利調整の相手方となる被フェイル参加者が、投資運用業者((以下「AM」という。)) となる場合には、本指針 3. 中の各項目の注釈に記載する対応を行う。)

³ フェイル対象証券が外国株券等保管振替制度上の銘柄である場合においても、本対応指針の記載に準じて対応を行うものとする。

3. 権利確定日のフェイルに係る権利調整をフェイル参加者と被フェイル参加者が事後的に処理する場合の指針

前2.(1)(2)に掲げる株式等振替制度における直接的な権利取得のための対応が不可であり、フェイル参加者が被フェイル参加者との間で権利確定日のフェイルに係る権利調整を事後的に処理する場合、フェイル参加者は、以下に掲げるコーポレート・アクションごとの方法により権利処理を行うことが求められる。また、これらの方法により処理するための手続き等のために要する金銭等については、原則としてフェイル参加者の負担とすることが求められる。

ただし、被フェイル参加者が合意した場合においてはこの限りではない。

(1) 配当金（剰余金配当）・分配金

フェイル参加者は、発行会社の配当金⁴支払開始日以降、被フェイル参加者が得られた配当金を遺失しないと考えられる程度の額（「フェイル株式数×配当金単価」を上限とする。）を被フェイル参加者の指定する口座等に対して遅滞なく支払う。

※ただし、被フェイル参加者がAMとなる場合には、次の事項に留意して権利調整に係る処理を行う。

- ・株式等の配当金の権利調整時においては、発行会社の配当金支払開始日までに、被フェイル参加者が発行する投資信託受益証券の分配金の権利調整時においては、当該投資信託受益証券の分配金確定後、遅滞なく支払うこと。
- ・権利調整の対象金額を、「フェイル株式数×配当金単価」とすること。
- ・被フェイル参加者が予め指定する口座等に対して遅滞なく支払うこと。

⁴ 投資信託受益証券や投資証券等の分配金を含む。

(2) 株主優待

フェイル参加者は、被フェイル参加者が株主優待の授受等を希望する場合には、フェイルが発生しなかった場合に被フェイル参加者又はその顧客が得られたであろう株主優待物の種類及び個数を被フェイル参加者に確認のうえ、以下のいずれかの方法により遅滞なく株主優待物又は株主優待物相当額の金銭の授受を行うよう努めることとする。

- ①フェイル参加者は、他株主や市場又はその他の方法にて当該株主優待物を代替的に調達することにより、同一の現品を被フェイル参加者の指定する方法・場所等において受渡を行う。
- ②前①が困難な場合において、フェイル参加者と被フェイル参加者の合意に基づき、被フェイル参加者が当該株主優待物を自主的に代替調達する場合には、フェイル参加者は被フェイル参加者が当該代替調達及び顧客への引渡しに要した実費相当額を被フェイル参加者の指定する口座等に対して支払う。
- ③株主優待物の総数に制限がある場合、記念品又は株主限定品であり市場等での調達が困難な場合等で同一の現品の調達が困難な場合、フェイル参加者は被フェイル参加者の合意に基づき、当該株主優待物の代替に相当する金品等により権利処理する。

(3) 株式分割⁵

フェイル参加者は、フェイルが発生しなかった場合に被フェイル参加者又はその顧客が当該株式分割によって新規に割り当てられたであろう株式数（フェイル株式数に本来割り当てられるものとして算出される株式数とし、1株未満の株式数を切り捨てる。）について、当該株式分割の効力発生日以降速やかに、株式等振替制度における一般振替により被フェイル参加者に証券を引き渡す。

算出において切り捨てられた1株未満の数量について、本来であれば端数株式の処分代金の配分によって発行会社より金銭交付が発生していた場合には、フェイル参加者は、被フェイル参加者に対し、フェイルが発生しなかった場合に発生したであろう金銭交付の金額を確認のうえ、当該金銭の額の全額を被フェイル参加者の指定する口座等に対して支払う。

⁵ 投資信託受益証券の受益権分割、投資証券の投資口分割を含む。

(4) 株式無償割当

フェイル参加者は、フェイルが発生しなかった場合に被フェイル参加者又はその顧客が当該無償割当によって新規に割り当てられたであろう株式数（フェイル株式数に本来割り当てられるものとして算出される株式数とし、1株未満の株式数を切り捨てる）について、当該無償割当の効力発生日以降速やかに、株式等振替制度における一般振替により被フェイル参加者に証券を引き渡す。

算出において切り捨てられた1株未満の数量について、本来であれば端数株式の処分代金の配分によって発行会社より金銭交付が発生していた場合には、フェイル参加者は、被フェイル参加者に対し、フェイルが発生しなかった場合に発生したであろう金銭交付の金額を確認のうえ、当該金銭の額の全額を被フェイル参加者の指定する口座等に対して支払う。

(5) 新株予約権の無償割当て⁶

フェイル参加者は、被フェイル参加者の求めに応じて、フェイルが発生しなかった場合に被フェイル参加者又はその顧客が当該新株予約権無償割当てによって割り当てられたであろう新株予約権を、当該新株予約権の発行（割当）後速やかに、株式等振替制度における一般振替により被フェイル参加者に引き渡す⁷か、あるいは、被フェイル参加者の求めに応じ、フェイルが発生しなかった場合に被フェイル参加者又はその顧客が新株予約権無償割当てによって割り当てられたであろう新株予約権の一部又は全部を行使した場合と同条件で株式と資金（払込資本相当額）の交換の機会を被フェイル参加者に対し提供する。

⁶ 新投資口予約権の無償割当を含む。

⁷ 新株予約権が株式会社証券保管振替機構の取扱対象となる新株予約権無償割当の場合。

(6) 株主割当増資⁸

フェイル参加者は、被フェイル参加者が株主割当増資への応募の意思を当該株主割当増資の払込期日までに表明した場合には、被フェイル参加者の求めに応じて、フェイルが発生しなかった場合に被フェイル参加者又はその顧客が当該株主割当増資によって得られたであろう株式の申込枠の一部又は全部について申込みが行われたと想定した場合と同条件で株式と資金（払込資本相当額）の交換の機会を被フェイル参加者に対し提供する。

(7) その他の権利

(1) から (6) のいずれにも該当しない権利については、フェイル参加者は、被フェイル参加者と協議・調整のうえ処理を行うものとする。

4. その他

本指針の制定及び改廃は、日本証券クリアリング機構において設置されている上場商品運営委員会に諮問のうえ、日本証券クリアリング機構が行う。

以 上

⁸ 投資証券における投資主への有償割当を含む。